

Be-Win SQUASH CLUB ARIAKE 会員規約

第1条 (運営管理)

本規約は、Be-Win 株式会社 (以下「会社」という) が運営・管理し、会社が定める本施設 (以下「本クラブ」という) を対象とします。

第2条 (目的)

本クラブは、会員が本クラブの施設利用を通じて、会員の心身の育成、健康維持・増進を図り、会員相互の親睦を深めるとともに、スポーツ文化の振興を図ることを目的とします。

第3条 (会員)

本クラブは、会員制とし、入会の際に定められた会員種類で契約し、利用範囲、条件に応じて諸施設を利用することができます。会員の契約期間は、会社が別途定めた期間とし、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

本クラブは、会員種類を設定または廃止することがあります。なお、会員種類の廃止、利用条件の変更については事前に告知するものとします。会員が本クラブを利用する際は、会員証を掲示いただきます。会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

第4条 (入会資格)

本クラブの入会資格は、本規約および本クラブの施設内諸規則を遵守することを承諾した方で、次の各号のすべてに該当し、入会手続きを完了した方とします。

- (1) 本クラブの会員として社会的信用のある方
- (2) 健康状態が本クラブの施設利用に支障のない方
- (3) 医師等により運動を禁止されていない方
- (4) 刺青、ファッションタトゥー (シールを含む) 等をしていない方
- (5) 満年齢、16 歳以上の方 (キッズスクールにおいては、各コース別に定める資格に該当する方で、本クラブの規約に従い、会社が別途定める項目を満たす方)
- (6) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではない方
- (7) 未成年の場合は、入会に際し親権者の同意を得た方
- (8) 妊娠中でない方
- (9) 過去に会社より、除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果入会資格を認める場合があります。
- (10) その他会社が適当と認めた方

2. 会社は、会員が本条に反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、会社と会員との間の契約を解除することができます。

第5条（入会手続）

本クラブに入会を希望する方は、本規約を承認のうえ、入会手続きを行ない、所定の料金等を納入し会社の承認を受け、契約を行う事により会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署のうえ入会手続きを行なうものとします。この場合、親権者は本規約に基づく責任を負うものとします。

2.会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、入会を認める場合であっても入会特典等の割引を適用しない場合があります。

第6条（会員資格の停止ならびに除名）

会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は、会員資格停止あるいは除名することができるものとします。また各項目に該当し、除名又は会員資格停止を受けた会員は、その後会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

- (1) 本規約、その他会社が定める諸規則に違反したとき
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- (3) 諸会費、諸料金の2ヵ月分以上の滞納、遅延など支払いを怠ったとき
- (4) 入会に際して虚偽の申告をしたとき
- (5) 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき
- (6) 他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障をあたえるような行為をしたとき
- (7) 施設内で営利行為を行ったとき
- (8) 会員証を第三者に使用させるなど不正を行なったとき
- (9) その他本条各号に準ずる行為をしたとき

第7条（届出内容の変更）

会員は、住所、連絡先等の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。

2.会社から会員宛に通知する場合は、会員からの届出のあった最新の連絡先に行ない、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、その内容を施設内の会社所定の掲示板その他の場所等に掲示することをもって、郵送による連絡通知に代えることができるものとします。

第8条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、利用終了希望月の会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了しなければなりません。また、会員は、月会費等その他未納金がある場合には、これを直ちに完納するものとします。

第9条（諸会費・費用）

会員区分等の諸費用は、別に定めます。

- 2.会員は、別に定める会員区分等に応じた諸費用を所定の方法で、所定の期日までに、お支払いいただきます。
- 3.会員は、施設利用の有無に関わらず、会員資格喪失時までの諸費用をお支払いいただきます。
- 4.一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第10条（会員資格の取得）

本規約第5条の入会手続きを行ない、かつ会社が別途定める審査手続きが終了した時、本クラブは会員証を発行し、入会手続きに

定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第 11 条（会員資格の名義変更・譲渡）

本クラブの会員資格は、相続人その他の一般承継人に承継されません。

第 12 条（ビジターおよび会員外利用）

会員は、会社の承認を得て、会員以外の方（以下「ビジター」という）を同伴または紹介できるものとします。

2. 会社は、会員の優先的な施設の利用が妨げられない限度において、ビジターに施設を利用させるものとします。

3. 会員は、その同伴または紹介したビジターに対し、本規約、その他会社が定める諸規則をその責任において遵守させるものとします。

4. ビジター利用料は別に定めるものとします。

第 13 条（諸費用の変更ならびに運営システムの変更について）

会社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。

第 14 条（責任事項）

会員は自己の責任と負担において、本クラブを利用するものとします。

2. 会社は、会社の責に帰すべき事由の場合を除き、施設内で会員に発生した傷害及び事故等については、一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、本クラブの利用中に自己の責に帰すべき事由により、会社、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとします。

4. 会員が同伴または紹介したビジターが、会社に対して損害を与えた場合は、会員はビジターと連帯してその責任を負うものとします。

第 15 条（諸規則の遵守）

会員は、本クラブの諸施設の利用に際して、本規約および会社が定める施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「スタッフ」という)の指示に従っていただきます。

第 16 条（禁止事項）

会員は、本クラブ内および本クラブ周辺にて次の行為を禁止します。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」という)や本クラブ、施設スタッフ、会社を誹謗、中傷する行為
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打する、身体を押す・蹴る、拘束等の暴力行為、大声、奇声を発する、睨む、行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為、物を投げる、壊す、叩くなどの他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (3) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをする行為
- (4) 他の方や施設スタッフの待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- (5) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等、業務を妨げる迷惑行為
- (6) 痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為

- (7) 刃物等、危険物館内への持ち込みおよび動物の施設内へ持ち込む行為
- (8) 施設内での喫煙する行為
- (9) 許可を得ないでの施設内で撮影・録音する行為
- (10) 物販販売や営業行為、金銭貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、パーソナルトレーニング等の営業行為
- (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込む行為
- (12) 本クラブ内の秩序を乱す行為および本条に準ずる行為
- (13) その他、他の方に迷惑をおよぼす行為または不快感を与える行為

第17条（貴重品および携帯品の管理）

貴重品および携帯品については、会社は一切の賠償責任を負いません。自己責任と負担により管理いただき、施設利用するものとします。

第18条（会員資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

- (1) 本規約第8条に定める退会手続きが完了し、退会の期日がきたとき
- (2) 本規約第6条により会社から除名を受けたとき
- (3) 会員本人が死亡したとき
- (4) 法人会員につき、法人が解散または破産、会社更生、会社整理、民事再生等の申し出があったとき
- (5) 本クラブを閉鎖したとき

第19条（施設の廃止・利用制限）

天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、会社は施設の全部または一部を廃止し、利用を制限することができるものとします。

2. 会社が前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、本クラブは解散し、全ての会員はその資格を失うものとします。この場合、会社は、既納の諸会費等は返還しないほか、特別な補償は一切行わないものとします。
3. 前2項の場合において、会員は会社に対し、何らの異議を申し立てることができないものとします。

第20条（利用の拒絶）

本クラブは、次の場合に、その都度または将来にわたり利用をお断りすることがあります。

- (1) 反社会的勢力であることが判明したとき
- (2) 刺青・ファッションタトゥーがあることが判明したとき
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき
- (4) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき
- (5) 利用者や他の方に迷惑をかける恐れがあるとき
- (6) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき
- (7) 過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明したとき。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、施設利用を認める場合があります
- (8) 第16条で禁止される行為を行なったとき

(9) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき

第21条（休業日）

本クラブの休業日は別に定めるものとし、毎月施設が定める日、年末年始、夏季休業、設備点検、修理、施設の改装ならびに会社が定める日を休業日とします。

第22条（営業時間）

本クラブの営業時間、利用時間は別に定めるものとします。

第23条（個人情報保護）

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

2. 会員は、自己が会社に提出した個人情報が正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第24条（告知方法）

本規約および会社の定める諸規則に関する会員への告知または予告は、本クラブの所定の場所に掲示する方法により行い、これによりすべての会員は告知または予告を受けたものとみなします。

第25条（規約の改定）

会社は、規約等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は予め告知することとし、改定した規約等の効力は、全会員におよぶものとします。

2. 会員は、規約の改定に対し、異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求はできないものとします。

付則 本会員規約は、2021年6月1日より発効します。